庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合及び所属信用金庫から地域における人口の減少等に伴う当該所属信用金庫の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて信用金庫代理業を行う場合を除く。）。

［二・ホ　略］

七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、信用金庫代理業として行う法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。）。

イ　所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ　事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1)　貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2)　規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

(3)　兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、信用金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属信用金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

［号の細分を削る。］

別紙様式第17号（第146条関係）

［略］

（記載上の注意）

［1～3　略］

4　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年法律第86号）第51条の２第１項（同法第67条において準用する場合を含む。以下４において同じ。）の規定により法第85条の２第１項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の２第１項の規定により法第85条の２第１項の許可を受けたものとみなされた信用金庫代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第18号（第165条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

信用金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［二・ホ　同上］

七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、信用金庫代理業として行う法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ　貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ　規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

ハ　兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、信用金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属信用金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

別紙様式第17号（第146条関係）

［同左］

（記載上の注意）

［1～3　同左］

［加える。］

別紙様式第18号（第165条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

信用金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日